



消費生活相談 こんなことはありませんか？

No.5 はがきの架空請求

「民事訴訟裁判告知」という形で実際に民事訴訟があったかのように思わせ、言葉巧みに和解金などの名目でお金を騙し取ります。

【事例】

全国消費支援センターというところから「民事訴訟裁判告知」というはがきが届き、内容は「以前の契約で未払いの料金があり、訴状が提出されました。出廷を拒否すると原告の主張が全面的に受理され、不動産の差し押さえなど強制執行される。」などと書いてあり、取り下げ期日は今日中となっていた。

（ここに注意を！）

裁判に関する通知が裁判所以外の機関から、はがきで届くことはありませんので一切無視してください。

記載されている連絡先には絶対に電話をかけるはいけません。電話をかけることにより住所・氏名を特定される可能性があります。

また、別の差出人の名前で同様のはがきを送られてくる場合や、メールでも同様の請求が届く場合もあります。

◎不審に思われたり困った場合には町民生活課または、消費生活センターなどにご相談ください。

お問い合わせ先 町民生活課環境衛生室 ☎ 64-3781
消費生活センター ☎ 34-2648

ご存じですか？

国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、満額の年金に近付けることができます。なお、老齢基礎年金を受給するためには、保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます）また、海外に在住する日本国籍の方も国民年金に任意加入することができます。

【お問い合わせ先】

日本年金機構米子年金事務所

☎ 34-6111

または町民生活課 ☎ 66-3114

南部町スポーツ大会等 派遣費補助事業 をご利用下さい

南部町ではスポーツ大会やスポーツ交流事業に県代表として出場される団体または個人に対して参加経費の一部補助をしています。

- ◎対象者 ・ 地区予選を経て県代表として上位の大会に出場する南部町に住所を有する個人、町体育協会または町スポーツ少年団に加盟する団体
- ・ 国、地方公共団体が主催するスポーツ交流（全国規模のもの）に事業主催者の推薦または町長の推薦により出場する団体または個人
- ◎対象経費 ・ 出場する大会会場までの交通費、宿泊費
- ・ * 宿泊費は県内、県外でそれぞれ上限額があります。
- ・ * 他から助成金をもらえる場合は、助成金は除きます。
- ◎補助金額 ・ 対象経費の1/2
- ・ * 予算に限りがありますので、補助金額は申請件数などによって減額となる場合があります。
- ◎その他 ・ 手続き、提出書類など、詳しくは下記までお問い合わせください。

昨年度、この補助事業を活用いただいた方の出場報告を町ホームページに掲載しています

【問い合わせ先】 教育委員会事務局(担当:小林) ☎ 64-3787

